○農林水産省告示第四百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月二十四日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　徳島県美馬市脇町字井口東七五の一、七六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字井口東七五の一・七六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月二十四日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　熊本県玉名市山田字小岱二二三〇の三四〇から二二三〇の三四二まで、二二三〇の三五一から二二三〇の三五三まで、二二三〇の三五七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字小岱二二三〇の三四〇・二二三〇の三四一・二二三〇の三五一から二二三〇の三五三まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び玉名市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月二十四日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　熊本県山鹿市鹿北町芋生字鳥越二九八八の二四（次の図に示す部分に限る。）、二九八八の三〇、二九八八の三三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字鳥越二九八八の二四・二九八八の三〇・二九八八の三三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月二十四日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　静岡県伊豆市土肥字草木洞四〇三七・字案内道四〇三八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字案内道四〇三八（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び伊豆市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年二月二十四日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　茨城県北茨城市中郷町下桜井字砂一〇五二（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　潮害の防備

三　解除の理由　社会福祉施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を茨城県庁及び北茨城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年二月二十四日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県吾川郡いの町戸中字ツヅラクロタキ六七の一一六から六七の一一九まで（以上四筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第四百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年二月二十四日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県日田市中津江村合瀬字イチンガウチ二三三一の一八・二三三一の二一（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年二月二十四日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県那須塩原市百村字屋敷内二五七六の二（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び那須塩原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年二月二十四日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県吾川郡いの町戸中字ツヅラクロタキ六七の一一六から六七の一一九まで（以上四筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第四百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年二月二十四日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県日田市中津江村合瀬字イチンガウチ二三三一の一八・二三三一の二一（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年二月二十四日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県那須塩原市百村字屋敷内二五七六の二（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び那須塩原市役所に備え置いて縦覧に供する。）